

校内教育支援センターの設置とスクールライフサポーターの配置



教室に入りづらい生徒が落ち着いて過ごすことができる場所として、校内の空き教室等を活用して校内教育支援センターを設置し、スクールライフサポーター（SLS）を配置することにより、生徒の社会的自立に向けた日常的な支援の充実を図る。SLSは、不登校支援員としての業務に加え、いじめ対策官としての業務を行う。



<R7設置校>

緑が丘中学校「ほっとルーム」 永山南中学校「かけはしルーム」



校内教育支援センターにおけるスクールライフサポーターの業務

不登校支援員としての業務

対面での支援

- 生徒の実態に応じ、個別や少人数による学習支援を行う。
- 話し相手となり不安を和らげるなど、心の居場所をつくる。

オンライン指導等による支援

- 登校が難しい生徒に対してICTを活用した遠隔による支援や家庭訪問等による支援を行う。

保護者支援

- 保護者から相談を受け、悩みに寄り添う。
- 生徒の状況を共有し、学校と家庭が協力して生徒の成長を支援する方策を検討する。

教育委員会への報告

- 生徒や保護者への支援の状況など対応記録を作成し、学校を通じて報告する。

いじめ対策官としての業務

いじめを受けた生徒や行った生徒への支援

- いじめが要因となり教室に入ることができない生徒に対し、心のケアや学習支援等を行う。
- 校内の巡回を通じて、生徒の様子を観察や把握、見守り等の支援を行う。
- 生徒の状況を保護者と共有し、寄り添った対応を行う。

校内組織との連携

- 学校いじめ対策組織の構成員として、いじめ事案への対応を行う。

教職員のいじめ防止対策業務の支援

- 校内教育支援センター支援員としての業務がないときには、アンケート調査集計や対応記録作成の補助など、教職員のいじめ防止対策業務全般の支援を行う。

教育委員会への報告

- 相談対応や巡回、学校いじめ対策組織会議の参加状況等の記録を作成し、学校を通じて報告する。